

「外国人との共生社会」実現検討会議の開催について

（平成24年5月24日）
内閣総理大臣決裁

- 1 日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進するため、「外国人との共生社会」実現検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。
- 2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長 外国人労働者問題を担当する国務大臣

構成員 内閣府副大臣

　　総務副大臣

　　法務副大臣

　　外務副大臣

　　財務副大臣

　　文部科学副大臣

　　厚生労働副大臣

　　農林水産副大臣

　　経済産業副大臣

　　国土交通副大臣

　　警察庁次長

（注）内閣府副大臣及び複数置かれる各省副大臣については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指名する者とする。

- 3 関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を隨時開催する。
- 4 検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。